

第7日

平成24年3月6日（火）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、5日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に17番手嶋栄治議員の質問を許可します。17番手嶋栄治議員。

（17番手嶋栄治君登壇）

○17番（手嶋栄治君） 皆さん、おはようございます。17番議員の手嶋栄治でございます。久々の一般質問でございますので、甚だ緊張いたしておりますが、よろしく最後までお願いいたします。

なお、傍聴は、朝早くから多数の方おいでいただきまして、まことにありがとうございます。それから、本年度いっぱい退職される職員の皆様、ほんとに長い間御苦労さんでございました。今後とも朝倉市発展のために、一生懸命頑張りたいと思います。そして健康に留意していただきたいと思っております。ほんとに今から先、朝倉市は大事なときを迎えますので、OBの方のいろいろな力をかりることが多分にあると思っておりますので、最後まで朝倉市発展のために頑張りたいと思っております。

それでは、一般席に戻りまして一般質問を続けたいと思っております。よろしく申し上げます。

（17番手嶋栄治君降壇）

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 通告書では、プラン21が最初になっておりますけれども、ちょっと順位を変えまして、プラン21は最後に行いたいと思っております。

それでは、優良農地についての質問をしたいと思っております。これは私が19年の9月に優良農地の件で一般質問をいたしました。私もいろいろ今度の質問に対しまして、前の質問を振り返ってみてみました。そのときの一般質問の内容をちょっと繰り返したいと思っております。

国道386のバイパスが開通いたしましてはや2年半が過ぎました。地元では、バイパスが開通したならば、地元活性化のためにも、その近辺の農振除外、これができるだろうと、そういうふうにもみんなで話しておりましたし、実際、部長——その当時の部長です——に話しましたところ、これはほんとに問題ないのではなかろうかと、非常に好意的でございました。しかし、県が、絶対だめだと、農用地を守る必要があるということで言われたそうでございます。そして、農業振興課に尋ねますと、今総合計画が策定中であるので、それが終わってからということですので。それが終わるのはいつかと申しますと、9月か12月だろうと。その件を企画課に尋ねましたところ、農業地域の見直しと総合計画は全然関係は

ございませんという返事が来ました。

そこで、農振課長が答弁で、農業振興地域の見直しに関して、総合計画との整合性ということでお尋ねございますけれども云々かんぬんでいっぱい話しましたけれども、「朝倉市としての整備計画の策定をする必要があるというふうなことで、これまで議会答弁の中でも平成19年度から計画の見直しに着手をしたいというふうに申し上げておったところでございます」という答弁です。その際、「総合計画との整合性ということで申し上げますと、法律でございますけれども、この農振地域整備に関する法律の第10条第2項で、計画の策定に当たりましては、県の農業振興地域整備計画基本方針あるいは本市の国土利用計画、都市計画、総合計画と整合性を保たなければならないというような規定がございます、私どもは今回、総合計画につきましても、19年度には策定ということでございますけれども、そこらを勘案しながら見直しに当たっていく必要があるといった意味を申し上げておったところでございます」という答弁でございます。これは農振課長の答弁。

そして、総務部長の答弁は、「総合計画との関連性を今農業振興課のほうで申しました。基本的には確かにそういう法律的なつながりの中では出てくると思います。確かに整合性は保たないかん部分がございますけれども、基本的には農振地域の設定、それから除外、見直し、そういうものにつきましても、農業振興地域整備計画というのがあるわけございまして、これに基づいて朝倉市の農業振興整備計画の中できちんと位置づけるべきであるというふうに考えております」ということです。

私はちょっと早口けえわからんこともあるかと思えますけど、総務部長、大体わかったですか。要するに、農業振興課と企画課の横のつながりが全然ないわけです。一貫性がないわけです。きのうも一般質問で申し送りとかいろいろ話が出ておりましたけど、そういう話も全然ないわけです。とにかく横のつながりが各課でないと。特に、農業振興課も朝倉にいておりますし、そういうつながりがほんとに薄かったんじゃないかならうか。

そして、私もいろいろそれに対してごちゃごちゃごちゃと文句を言っておりますけれども、最後に、「農振地を見直しを朝倉市全体で早くしていただきたい」と言っております。課長が答弁には、「朝倉市全体、そして一体としての整備計画の見直しあるいは策定の必要性は十分感じておりますし、この策定に当たりましても、基礎調査あるいは現状把握、そしてまた県あるいは農政局との協議等も必要になってまいります。したがって、これから早急に基礎調査等に入ってまいりますわけですけど、しかし、策定に当たりましてはここ一、二年を要するというふうに私どもは認識をしております」。ということは、19年に私が一般質問しましてから一、二年、まあ3年見ても、22年までぐらいには大体このことをなさないかんわけです。ただ、農振課長に聞きましたら、そういうことは全然知りませんばいと。だから、前のその前にも農振課長おられました。だから、そこ辺の申し送り、これが全然なされていないと。

私もたびたび農振課に行って話を聞きますと、やはりこの問題は県がなかなか、優良農

地だから許可をしないということをおっしゃっています。これは市長が県議のときに、多分この話も大分あったと思いますけれども、だから一般質問をしたらそのはじめは、やっぱり職員はぴしっとつけてもらわないかとです、報告を。やあやあやあやあ言っていて、今度私が久しぶりにしますけど、だから言ったときにも何らかの手当てがない。ただ県がだめだと、優良農地にはそげなのできんばいと、ただそれだけです。それは、職員は今の職員は頑張っていると思いますけれども、そこいらを今後またちょっと尋ねたいと思います。農振課長、優良農地とはどういうことですか。

○議長（手嶋源五君） 農振課長。

○農振課長（熊谷鉄夫君） 優良農地とはということでございます。優良農地とは、一団のまとまりのある農地や農業水利施設など農業基盤整備等を行ったことによって生産性が向上した農地、あるいは良好な営農条件を備えている農地を指しております。農振地域の整備に関する法律に基づき、県が指定する農振地域を対象として市が策定する農振地域整備計画の中で農業の振興を図るべき優良な農用地区域として指定する農地というふうに規定上なっております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 今課長が申されましたけど、県が指定して農振地域を対象として市が策定すると。だから、私もなかなかわかりにくいんですけど、要するに県がだめだと言っているけど、これには今市が策定すると。だから、そこがちょっと矛盾をしていないかなということでもございます。ちょっと農業法とか私も勉強不足でわかりませんが、だから、これあくまでも県の許可が要るわけであろうと思いますけれども、市が策定する、市がやり直せば問題ないのではなかろうかと思っておりますが、そこ辺はどんなふうですか。

○議長（手嶋源五君） 農振課長。

○農振課長（熊谷鉄夫君） 議員がおっしゃいますとおり、確かに市で農振地域整備計画を策定するものでございます。ただし、これは農振法と言われます農振地域の整備に関する法律の中で、都道府県知事が農振地域整備基本方針というのを定めております。この定めによって、地域を一定県が定めておりますので、その地域を包含する市が整備計画を立てるといような形になりますので、どうしても、編入の場合はそうでもございませんけれども、除外の場合が県と必ず協議が必要になってまいります。国のほうにも問い合わせましたら、同様に、市が策定するものであると。県の指導のもとに市が策定するというのでございますので、おっしゃいますとおり、確かに市が策定をしなければならなかったというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） なかなかちょっと難しい話で、わかりにくいと思います。とにかく、なら市がどんどん要望すれば県が許可するというわけではない。ただ市が策定する。

策定して県がそれを認可する。市がやっぱりそれを外せば、除外地に外せばいいということにはならんわけですか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 確かに、法律上といいますか、定め上では、市が策定すれば当然県が認可すべきものというふうに私どもも思っておりましたが、平成21年の12月に農振法が改正になりまして、一団の農用地というのの除外というのが非常に厳しく指導を受けるようになりました。国のほうからも同様の通知が来ておりまして、本来、市としてやはり除外をすべきであろうという場所を県と協議に参りまして、県の判断基準と申しますか、そういうものが、例えば国道で分断されていても、あるいは極端な例を申し上げますと、せんだっての協議の中で、筑後川という名前も出てまいりました。要は、農地を守る方向ですべてどうも定められたような形がしております。現に、平成22年度から始まりました中山間の第3期対策では、一団の農用地というものが指定の条件でございましたけれども、その一団というのも外れております。要は、点々としておっても全部農振地域に入れておけという命令かというふうに私どもとしては解釈をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 今課長が、いやしくも21年の12月から厳しくなったと答弁されました。私が頼んだのは19年の9月で、そこから2年間したら21年の9月には大体策定が、ほんとならでき上がっておかないけない状態です。だから、これはもう職員の怠慢ですよ、1つは。21年の12月から厳しくなったということは、それなりの対応をやっぱりしていない。

だから、やっぱりこれ一般質問でびしゃびしゃ答弁したことは、それを身にもって職員さんしてもらわんと、何のために一般質問しよるかわからんじゃないですか。それは今の課長に言っても、それはもうごめんなさい。だってほんとですよ。だから、それを待つてある人もいっぱいあるんです。特にあそこの386は何もない、コンビニが1つあるだけで、それは開発せないかんと、どうかせないかんとという方がいっぱいおられますけれども、そういう状態でできない。今の現状はわかりますか。優良農地と言われますけれども、課長にも何遍でん話しましたが、佐田大橋のところは地上げして、家まで建っております。これは農地に、農産物から許可が出ると。何か法律と矛盾している点があるとです。建物じゃない、あれは。掘っ建て小屋かなんかですもん。いうならば。だから、それは許可されて宅地になった。あれはもう極端にいうなら税金は農地並みの課税、建物は多分かかる。かかりますかね、これは。かからんでしょう、多分。宅地になって、ぴしゃっとした建物を建てれば、それなりの固定資産税は高くとられます。そこまで、この前の質問でもそういう話もしましたけれども、だから、市長も県におられましたし、やっぱり市長から今度またあそこら辺の一部でも除外していただいて、これは地域の人も便利になります。

税金も上がってきます。

先ほど聞き忘れましたけれども、総務部長、横の連帯についてどう思われますか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 横の連携というのは一番大事だと思っております。まず、今回については、人事異動に伴う事務引き継ぎがきちっとできていなかったということもあります。現在、組織機構を見直した中でも、そういったところについては十分反省しなければいけないと考えております。

議員言われました一般質問が終わったら終わりじゃないよということでございました。昨年から、私たちもそういったことを考えておりました、議会が終わった後に、直ちに総括会議というものを設けて、課題が出されていまして、それと、いつ時点で解決したと、そういった追跡調査まですることにしております。現在行っております。当然、この前、今議会が始まる前にそういった総括の会議をいたしておりました。

ただ、昨年からということでありまして、議員御指摘のときは対象となっておりますが、大変申しわけございませんでした。とにかく、事務引き継ぎについては十分しなければいけないという立場であります。各計画書においても整合性が図られることが当然だと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 先ほどちょっと触れましたけれども、要するに優良農地の地上げです。これは農業委員会に関係がある。農振課でなくて農業委員会ですか。これも、私もよくわかりませんが、優良農地に何で地上げされるとかなって、私前からこれ言っておりました。あれは優良農地じゃなくなるのではなかろうかと。ただ、規定はそういう規定だそうでございますので、優良農地の中に地上げして木を植えてもいいし、ああいう販売店をつくってもいいしということでございます。だから、我々とのちょっと感覚が物すごく違うわけです。だから、宅地になっていいようなところは、これは農振をかぶっているからだめですよ。田んぼの真ん中のああいうところを地上げして、いいですよ。普通逆じゃないかなと。ちょっとそこら辺の説明を農業委員会をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） 先ほど、優良農地につきましては農業振興課長が答弁をしたとおりでございますが、農地法上におきましては、優良農地という確たる定義づけはございませんで、通達等によりますと、優良農地の判断はまず農地区分を5つの区分に分けて、立地基準によって判断をするというふうに通達がなされているところでございます。

そこで、優良農地と申しますのは、農地法上では農用地区域内にある農地、これは区分が農用地区内農地、それから先ほど農業振興課長が答弁いたしましたように、集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる耕種農地と第1種農地、

この3つの農地を優良農地というふうな位置づけをしているところでございます。

今申し上げました農用地区内にあります農地及び第1種農地については、原則転用許可ができないというふうになっておりますけれども、例外的に許可が出せる許可基準というのがございまして、それに照らし合わせて、農業委員会のほうで審査・審議を行いまして、そこで承認を得たならば、県のほうに意見書をつけて申達をしているところでございます。県のほうは、県の農政担当局のほうから説明を受けながら、県に農業会議というところがございますけれども、そちらのほうにも意見具申をして、意見を賜った中で許可をし、通知をしているというふうな状況でございまして、今議員がおっしゃいましたような案件につきまして、386号線バイパス沿いでこれまで4条、5条で転用が出ているものをちょっと調べましたところ、ほとんどが農振除外地というふうなことになっておりました。例えば、コンビニエンスストアにおきましては、5条許可がおりたわけなんですけれども、これは平成18年の4月28日に県の許可がおりております。その当時、この土地につきましては、除外地ということで、県の許可がおりてるというふうなことでございます。原則、4条、5条の農地転用の許可をする場合は、まず原則的に農振の除外をしなければならぬというのが前提条件としてありますので、まず、当初から除外地である部分については、例外的に許可を受けられる基準に従って県のほうは許可をすると。除外地でない部分につきましては、農振除外をした後に申請をしていただいて、審査基準に照らし合わせながら県が許可をしていくというふうな流れになっております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） その理屈はわかっどるです。ただ、私が言いよるとは、佐田川大橋を渡ってすぐ地上げしとるじゃないですか。店舗も建ててある。これは今農業委員会を出して県が許可する、県の農政が許可する、土木事務所が。これに間違いはない。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） 本庁が許可する分と農林事務所長名で許可がおりる分が面積で制限がございまして、5,000平米以下であれば農林事務所長が許可をする。

議員が地上げ地上げというふうにおっしゃっていますけれども、その部分は農地改良というふうなことで一時転用をした部分ではないかというふうに思っております。ある一定の条件といいますか、基準を満たしていなければ、県も当然に許可をするはずはないと思いますので、そういう状況だというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） いや、一時地上げとかそういう問題じゃ、あれの泥を持ってきて、一時地上げでまた持って帰る。場所もないしそういうことじゃなくて、要するにこの地上げも農業委員会が提出して県の農政局が許可するわけ。そこだけでいい、返事は。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） 今議員がおっしゃいましたように、農業委員会が

毎月1回定例会として開催されているわけなんですけれども、その中で審査・審議をし、朝倉市の農業委員会が承認をしたものを、農業委員会としての意見書を添付して県のほうに申達しております。県のほうが……（「わかったわかった」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） だから、除外申請すれば農振課になるわけ。だからそういう転用、地上げするとかどうのこの転用は農業委員会を通すということですね。農業委員会を。そうでしょう。地上げするとは農業会が中に入って、許可をして県に出すということ。違うわけ。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） まず、許可判断の流れについて、先ほども言いましたけれども、まず申請が出た場合には、その申請地が農用地区域内に所在しているかどうかという確認をまずいたします。もしその農用地区域内に所在しているということになれば、まずは、できるかできないかは別にして、農振除外の申請をしてもらわないとできません。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 局長、そしたら今の私が言いよる地上げしているところは除外地されているわけですか、あそこは。除外地になっていますか。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） 今議員がおっしゃっているところが、ちょっと私が特定できないんですけれども、まず、先ほど言いましたように、当初からもう除外地であったと。（「違う。除外地の話はしてなからうが。農振地域の話しよっちゃから」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） よくわかってないもん。佐田大橋渡ってから地上げしよるじゃないの、今。386の右手やら。わかる。そのことを私は言っているんですよ。あそこは農振地域内ですよ。除外してないですよ。もうこの話はいい、後でしょう。時間がない。いやほんと、そこの理屈をようと私もそりゃ前回ちょっと話したけど、ジュース工場の前を通過って、佐田川大橋渡って、右側に地上げしとるじゃないですか、右も左も。その現場を言ってるわけです。あれは農振地域内ですよ。優良農地内ですよ。除外もなんもしていない。除外していますか。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） 農振除外といたしますけれども、農振地域の中に農用地区域というのがございまして、農用地区域から除外すれば転用の許可がおりる可能性があるというようなこととございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） わかるようでわからんような、またそれは後でゆっくり話を聞きます。

とにかく市長、もう前から言っておりますように、やはりこれは三奈木地区だけではなくて、やっぱりこれは全体の活性化にもなりますし、やっぱり重要な農用地であろうと思いますけれども、あんな国道の一角を除外するぐらいは問題ないと思っておりますけど、県がなかなか言うことをきかないと。あそこは田んぼの真ん中であるということを盛んに言ってる。そりゃ全体にすりゃ真ん中、もう点のようなものであると思いますけど、市長もそこはいろいろ以前からわかってあると思いますので、よろしく願いいたします。簡単でいい。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、手嶋議員が話されている地域の件については、私も県会議員時代から事情については存じております。いろいろありますけど、1つ、いわゆるこういう21年に非常に厳しくなったという1つの前提がございまして、それは、非常に農地が乱開発されたという状況の中で、国が非常に法律を厳しくしたという事情がございまして。そういうことあったとしても、十分地元の皆さん方の意見等をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますし、またお断り申し上げなきゃならんのは、先ほど総務部長も申し上げましたけれども、担当者がかかわったからといってそこで次の人にきちっとした引き継ぎができてない。そして、あわせてこういった一般質問という市民の代表の議員の皆さん方が質問されたことについてきちっと追跡調査して、その後の報告がなされてなかったということについては、私のほうからもお断り申し上げたいというふうに思いますし、今後そういうことがないようにやっていきたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 副市長、突然ですが、県が言うことを聞かんと、そこ辺どうか感じはないですか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 朝倉市の職員といたしまして、県に申し上げるべきところはしっかりと話をして、朝倉市のために物事が進むように考えていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） どうもありがとうございました。よろしく願います。

それでは、次に水の文化村の対応についてをお尋ねいたします。

県有施設でありますアクアカルチャーゾーンは、本年の5月に県債の償還が完了すると聞いております。県といたしましては、朝倉市に多分譲渡しようとしているのではなからうかと思いますが、市長、どんなふうでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今手嶋議員言われますように、ことしの5月に県の償還が完了い



たします。その後どういう形になるのかは別として、現在のところは県のほうから何らそのことに対してのアクションといたしますか、市に対する働きかけは現在のところはございません。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 法改正によりまして、財団法人あまぎ水の文化村は、25年の11月までに公益法人かまたは一般法人に移行申請手続を完了しなければならない状況であると聞いておりますけれども、どちらで手続を進めていくのか、またその進捗状況、これはまた、さっきの譲渡の話も絡んでくると思いますけど、これはどういうふうに考えてあるか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） ただいまの御質問でございますが、平成20年12月に施行されました新公益法人制度改革に伴いまして、これまでの公益法人は、平成25年11月までに一般財団法人の認可もしくは公益財団法人の認可を受ける必要がございます。この一般と公益財団の違いを若干述べさせていただきますが、主に不特定多数の方の利益となる事業を実施する法人については、公益財団としての認定を受けることが可能とあります。メリットとして、税の優遇措置がありまして、財団法人あまぎ水の文化村は、水の大切さを広く認識していただくことによりまして、水源地の活性化と振興に寄与することを目的として、広域財団法人の認定を目指しております。

現在、福岡県、朝倉市、財団の3者によりまして、公益事業の内容、定款の内容など基本事項について協議を続けております。平成24年度以降の公益財団移行の認定に向けて申請の準備を進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 部長があんまり早口になるけ、ちょいと耳が。まあ大体そんなもんだらうと思います。

そしてですね、現在、財団法人あまぎ水の文化村が指定管理委託団体ですね。これはたしか5年のあれをしたですね。だから、継続してもやっぱり今後そのままになるということですか。譲渡しても。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） そうですね。あまぎ水の文化村の管理運営につきましては、平成18年度より県有施設及び市の施設ともに指定管理者制度を導入しております。平成18年度から平成20年度、そして平成21年度から平成23年度までの2期6年間にわたりまして、財団法人あまぎ水の文化村を指定管理者としておりますが、来年度以降につきましては、平成23年度12月議会で、平成24年度から平成28年度までの5年間引き続き財団法人あまぎ水の文化村を指定管理者といたしまして指定する議決をいただきましたので、今後5年間は、財団が管理運営していくこととしております。県有施設も同様となります。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） その件ですけど、その指定管理者は財団法人あまぎ水の文化村がするということでございますけれども、その下に今商工会議所が入っておりますけど、これ3月でやめるということでございます。そこ辺がいろいろあると思っておりますけど、やはり当三奈木地区も非常に高齢化が進んで、やっぱり人口減少等もございます。だから、その管理にやはり地元優先でしていただくようなことは考えられないのかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 財団法人水の文化村につきましては、これまで指定管理者により管理運営を行ってきております。先ほど申しましたとおり、5年間の財団による指定管理の議決をいただいたところでございまして、福岡県も同じ期間の財団の指定管理を議決しております。したがって、その期間については財団で管理を行うことになると考えますが、三奈木地区がその受け皿になるかどうかにつきましては、先ほど述べましたように、現在公益財団認定に向けた作業を行っておりまして、認定後については現段階ではお答えできない状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） そりゃさっきの話ですけど、やはり時期が来たからすぐ考えるじゃなくて、やっぱり今から考えていきよかと間に合わんわけです。だから朝農の跡地問題もそうですけど、時期が来たからどうのこうのじゃなくて、やっぱり総合的に計画を立てていかないといういろいろまた問題が出てくるのじゃなかろうかと思っております。この問題は、四、五年前ですか、私地元で打ちかけて話をいたしましたけど、まだそのころはなかなかその気がしませんでした。地元の人。しかし、今度話したら、「わあ、それいいことやんな」ということで話をしております。だから、なるべくならやっぱりその地域の方を使っただいて、そこら辺の活性化、そしたら、やはり地域の人なら一生懸命仕事もするし、今の倍ぐらいの美しくなると、そう思ってますので、今後、総務部長はまだあと2年間ございますので、そのときはまだおられますので、よろしく願いいたします。

それから、これはまた別の話ですけど、この水の文化村も平成10年ごろからいろいろと非常に落ちぶれておりましたので活性化に向けての検討委員会が開かれて、数多くの意見が出されました。そして、11年か12年ごろ、市長に答申が出されましたけれども、これは非常にいい意見がいっぱい出たんですよ。しかし、出されたけど、私も一般質問をその後何回もいたしました。しかし、ただ言うだけで、何もなくてそれが終わりました。あれも検討委員会をつくれれば金もかかります。しかし、ほんとにこれは水の文化村の活性化に向けての、そりゃもう資料を調べてもらえばすぐわかると思っておりますけれども、ありますので、やはり今度市が仮に無償で譲渡していただくなら、やはりそこら辺の今後あまぎの文化村の活性化に向けて、やはりいろいろ検討をする機会がふえるのではなかろうかと思っております。

また、さっきも言いましたように、検討したら検討しっ放しじゃなくて、やはりそれを実行していただくんといけませんので、よく、これは今から言うたらちょうど間に合うかもしれないので、よろしく願い申し上げます。これはそのときもう畜産団地の関連、これも共同活用を考えたら、物すごいアイデアが浮かぶかもわかりません。そこ辺を十分考えていただいて、今後、文化村の活性化に当たっていただきたいと思います。

ちょっと急ぎ足でいきます。次に、各所跡地利用について、今後の対応についてをお尋ねいたします。

現在、跡地がどのくらいあるかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 市有地で跡地と思われるものが各課にまたがっておりますので、まとめて説明させていただきたいと思います。

まず、9カ所あります。最初に1番目といたしまして、畜産団地跡地、面積といたしましては58.7ヘクタールでございます。2番目といたしまして、朝倉農業高等学校跡地、12ヘクタールでございます。3番目といたしまして、食肉センター跡地7,446平米です。食肉センターについては維持経費といたしまして14万8,087円の経費がかかっております。それから、4番目といたしまして、杷木にございます子ども未来館跡地、2,081平米、経費といたしまして6万4,120円でございます。5番目が立石小学校跡地、8,347平米、管理費はございません。6番目、高速堆肥センター跡地でございます。管理費はございません。7番目です。高木中学校跡地、489平米、管理費は9,962円でございます。8番目、朝倉幼稚園跡地、4,123平米、管理費は11万1,453円でございます。それから、比良松駐在所横にあります農産物特売所跡地、1,296平米、管理費はございません。以上が跡地と言われるところかと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 済みません。今部長が申しました高木中学校跡地を489平米と申し上げましたが、これ建物の面積でございまして、土地面積は1万523平米でございます。訂正いたします。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） もう少し管理費がかかりよると思えば、ま管理費も抑えてあるということで結構なことではございますけれども、やはり跡地で有効活用できるところは早く売却でもどんどんしていった、それは相手先にもよりますけど、していったほうがいいのではなからうかと思っておりますが、市長、そこら辺の考えはどんなでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 当然、遊休地については、この中でも行政財産、普通財産ありますけれども、行政財産といいながら活用されていないものもあるようでありますので、そこも含めて、売れるものは売っていくということについては今後もそういう方向でいきたい

と思います。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） なるだけそういうふうにして、やっぱり管理費をなるだけなら少なくしていただきたいと思っております。

それから、畜産団地跡、これもいろいろ問題があろうかと思えます。市長といろいろ話しておりましたけれども、大きな広い土地は、やはり私が今言っておりますのは、各校区なり、よその市外の有力な団体に、植木を植えたり、田んぼ、畑をつくったりいろいろして、とにかく市の経費負担を少なくするというようなふうにしていったらどうかと、そういう話をいたしておりますし、今度ライオンズで植樹をいたしました。ただし、問題があるのは、やはりシカとかそういうとがおるから、そこ辺の考えをちょっと今から考えていれないかなだろうと思えますけれども、とにかく、各校区に、この広場はあんた方に貸与するから年間3万円です5万円です補助金つけるからどうかしてくれとか、とにかく経費のかからんような対策を今後やっていただきたい。

それから、行ってみますと、建物がまだかなり建っております。これも市長に話しまして、これはもう無償で提供せれと、市が崩すのは何億もかかるとに、個人もしくは企業に、もうこれが必要なら無償提供、希望者が多かつたらくじ引きするかどうかするかしてから、提供されないかと言いましたところ、いろいろ問題点があるということでございます。しかしやっぱり、もう金を使わんとこには使わんようにしないと、もうあれを全部解体するのは物すごい費用がかかりますので、要するという人がおられれば、そこにもう無償提供したらどんなふうかなと思えますが、その辺の考えはどんなでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 確かに、議員御提案のとおり、必要な方がおられれば、いい御提案だとは思いますが。しかし、担当のほうでも申し上げましたように、種々問題点も指摘をされているところでございます。今後の考え方といたしまして、近隣の自治体等を調査をいたしまして、可能であれば対処をしたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） これは何も近隣のまねをする必要はないと思うですよ。朝倉市独自でいけばいいんですよ。なら、近隣の市町村がそういうことをしよるから、すぐ朝倉市はまねしますか。じゃけ、朝倉市は朝倉市独自でいってすれば、何億の金が減るわけです。それはもう非常に問題点があることはわかります。しかし、もうあげな、だれが崩しても一緒ですよ。業者に頼めば金がかかるだけです。個人が持っていけば、若干の産廃問題からいろいろそこ辺が残ってくると思えますけど、やっぱり近隣の市町村がどうしているかを聞く必要はないと思えますが。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 手続面とかもろもろの部分としても、やはり我々参考にして研究したいということで御答弁申し上げたところでございます。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） とにかくやっぱり建物がいつまでも建っておったら見苦しいから、早急にやっぱりそれを考えていただきたい。そうせんと、またどンドン風が吹くなら、またスレートとかなんか飛んだりして危険もありますので、それと道路やらも傷みがやっぱり激しくなっておりますので、その補修もあります。だから、金はなるだけ使わんようにせんと、要るときにはまた要るから。だから、福岡辺からも呼んできて、その一角を福岡の市民に分け与えるからおまえとこで整備せれとか、野菜つくれとかいうてから、そのためには文化村の施設を有効に使って、そこと共有を考えていかなければならないと思っいるんです。あそこにふるなどつくって、田んぼに行ってからそこでふるに入って帰るとかいりろ頭のいい人がいっぱいおらっしゃるから、そこ辺の。

それから次にいきます。朝倉農跡地についてお尋ねいたします。

昨年は、きょうも来てありますけれども、三奈木コミュニティ協議会の要望によりまして、ほんとに振興会、また区会長の皆さん、大変お骨折りをかけましたけれども、グリーンテクノセンターに大相撲の片男波部屋が九州場所の宿舎に使用させていただきましてありがとうございます。地域の住民の皆さんも大変喜んでおられました。

また、小学校、中学校の生徒も、朝練の見学、そしてまた部屋からは小学校、保育所、福祉施設等訪問されまして、ちゃんこ鍋、もちつき、そしてゲーム等をして、ほんとに子どもたち、また老人の方が喜んでおられたと聞いております。そして、美奈宣神社の大祭にも全員の力士が参加されまして、地元、そしてまた参拝者等も盛んにカメラやら撮って、ほんとに交流が盛んにされておりました。非常にこれは地元にとっても、また朝倉市にとっても大きな活性化になったのではなかろうかと思っております。

「きてみん祭」は、市長御存じのとおり、呼び出し触れ太鼓も来ましたけれども、あれもやっぱり聞きますと、「ああ、ほんとよかったばい。ああいうのを初めて見たばい」という人もかなりおられましたし、これを慣例化させてもらいたいなと思っております。

片男波親方は愛媛県の野村町の出身でございます。その後援会の方も、私がたびたび行きますと、バスで朝出て、昼相撲を見て、夜部屋でちゃんこ食べて、そしてまた大型バスで帰るといふような強行スケジュールで、そういうツアーを組んでやって見にきてありました。これもやはり長年朝農跡地にそういう宿舎を設けますと、やはりいろいろ発信地になって、見てちゃんこをたべて、今度は原鶴温泉とかに泊まるように、何かのツアーを組んで来ていただけたら、これはまた原鶴の活性化にもなる。

そして、ほんとにあちこちから、九州各地からも見えてありました。そして、全国から激励の宅急便が来るわけです。小包が。大きな声では言えませんが、私たちは後片づけしたからわかりましたけど、ほんとにあちこちから来ます。ということは、朝倉市の名前

を売るわけです。片男波部屋は朝倉市の今九州場所宿舎がありますよ。朝倉市ですよというのを暗に発信者がわかるわけです。だから、これも1つの朝倉市の活性化にもなるし、これも朝倉市の発信にもなると思うんです。非常に私は朝農跡地、そして朝農ということとはまた朝農高校のときには相撲も強かったし、本当にいい場所に来ていただいたなど。

だから、親方が望まれるならぜひテクノセンターをそのまま残していただいて、若干補修等をしなければいけないところもございませうけれども、ぜひ呼んでいただきたいと思っております。跡地全体構想等はあんぐらいのもんかなと思ひますけれども、やはり使用できる建物は、早く市民に開放していただいて、これはほんとに私は相撲が来てよかったと思っております。それは市長の決断でそういうふうにさせていただきましたけど。市長、どんなでしょうか、ずっと向こうが来るというなら受ける方針でありますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 昨年の九州場所で、片男波部屋がこの朝倉に宿舎を構えていただいた。そのことについて、ほんとに地域の皆さん方が喜んでいただけたんだらうというふうに思ひます。あわせて、このことについては、特に三奈木地区の皆さん方には大変なお世話をいただきまして、ありがたかったなというふうに思ひます。

今、朝倉農業高校跡地の方向、方針を私たちにいただきました。それとどういふ形での整合性があるかどうかということをやっぱりきちつとしていかないかならうと思ひますし、私個人としては、朝倉農業高校跡地に限らず、この朝倉に来ていただきたいというの、個人としては私は思ひます。そういうことで御勘弁をいただきたいなど。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） これはぜひ、やっぱり来て、ほんとに地域の活性化のためにも役立ちますので、そこ辺はよろしく市長、お願いいたします。

それから、いろいろこれ使うことによって、要するに今、市長も御存じの思ひます。下水道がないわけです。だから、ちょっと下水道課にお聞きしますけれども、今、朝倉中央浄化センターに地区外、要するに三奈木、金川から自己負担でつなぐということになっていると、つないであるところがあるということございませうが、その状況をちょっとお聞きしたいと思ひます。——急いで。時間がない。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） お尋ねの件ですけれども、旧朝倉町と旧朝倉市の時代、道を隔ててそういった箇所がございました。現在、2軒が下流域の了解を得まして自己負担で接続されております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） これもほんとに公共下水道、要するに今残っているのが何カ所か残っております。そして、やっとな合併したから三奈木の分も旧朝倉町のほうにつながるようになったと。これは非常にいいことだと思ひますが、要するに朝農跡地の問題

も非常に絡んできます。あそこも、蒸発散式の浄化槽がついておりましたけど、もうつぶしておきます。だから、いろいろの施設を持ってくる。きのうの一般質問でもございましたけれども、27年度に体育館ができるなら、それまでに下水道はつながらないかんですね。予定ですけど、そういう答弁がございましたので、ということは、今から申請して何年かかりますか、下水道工事。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） 結論からいいますと、おおむね4年、5年目にいわゆる供用開始というスケジュールが一番早いスケジュールと認識しております。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） だから、跡地跡地でわあわあ言ってますけれども、基本になる、そういう下水道を先にやっぱり並行していかんと、基本ばかり決まっても何もならないということです。建物はできたけれども流すところがないと。だから、非常にそこ辺を、やっぱり関連がありますので、全体的に、総合的に考えていかないとや4年も5年もかかるということになれば、建物はでき上がったけど流すところがないばいと。それは下流に持っていけば、それは費用負担がまた出てきますので、そこ辺も十分市長、検討されていかなければならないと思いますけども。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 手嶋議員言われるとおりです。上に何か施設かなんか別にするにしても、必ずそういった下水道というのは必要な話で、この前ちょっと申し上げたかと思えますけれども、今まで朝倉農業高校というようなことで下流域の人たちもある程度やっぱり学校だからということで、大目に見たという言い方はちょっと言い方が違うかもしれませんがそういうところがありました。しかし、市内、民間があそこに施設を持ってきますと、そのあたりは非常に厳しくなってくるだろう。当然そういった基本になる施設整備というものを同時にやっっていかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） はい、わかりました。要するに朝農跡地は期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、プラン21が残りましたけれども、これは計画どおりいっていると思っております。が、うわさによってはいろいろ変なうわさも聞きますので、担当課は頑張っやっていただきたい。努力してある点は十分わかりますけれども、やはり当たるところは当たらないところの住民の格差が出てきております。当たったところはよかったと、当たらないところはよかったと、いろいろ解釈の仕方が違いますけれども、そういうことでございますので、ほんとに担当課は御苦労かけておりますけれども、やはりこれは朝倉市の甘木町の中心市街地でございますので、そのためにしてるんですから。我々も小さいときにはあそこによく映画館がいっぱいありましたし、行っておる。ほんとににぎわいがございました

たけど、今はもう猫の子も一匹も通らないときもあります。ほんとに商店街の活性化ということがうたい文句になっておりますけれども、今の状態で商店街の活性化ができるのか、そこら辺も疑問がございますけれども、とにかく課として一生懸命、また地域の人とともに頑張っていたきたいと思っておりますので、今後を期待いたしております。これができないときには次の質問でやっ払いこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 17番手嶋栄治議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

---